

番号：160019

国名：インドネシア

担当部署：社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ第一チーム

件名：土地管理体制強化プロジェクト詳細計画策定調査（GIS／用地測量）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：GIS／用地測量
- (2) 格付：4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年4月中旬から2016年6月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.35M/M、現地 0.63M/M、合計 0.98M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
4日	19日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月23日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型) (2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務：	GIS及び用地測量に係る各種業務
対象国／類似地域：	インドネシア／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドネシア国における公共事業用地の取得手続きは、土地基本法(1960年第5号)を法的根拠として実施されてきた。しかしながら、同法は土地収用手続きの詳細を定めたものではなく、また、用地取得側の実施能力不足、用地提供者側の不同意(価格不調、権利者の特定困難)等の理由もあり、実際の用地取得は容易ではなかった。また、2005年の大統領令36号により公共事業用地取得に強制収用の適用が可能となったが、同大統領令及びその改正令である2006年の大統領令65号は関連制度の不備、手続きの不明確さ等のため、十分に適用される機会がなく、土地収用は引き続きインフラ整備を阻害する大きな要因となっている。

こうした状況を受け、2012年に土地収用法(以下、「新法」)が新たに制定された。また、関連する、大統領令(2012年第71号)、国家土地庁(BPN:Badan Pertanahan Nasional)令(2012年第5号)、内務省令(2012年第72号)、財務省令(2013年第13号)が整備、施行され、今後の新規事業の土地収用を円滑に進めるための法制度面での整備は進みつつある。

新法では用地買収にかかる一連の手続きとそれら手続きの責任機関、及び各手続きの処理期間が規定された。具体的には、公共事業用地の取得手続として、①計画、②準備、③実施、④権利移転、の4つのプロセス¹が定められ、計算上は事業者が州知事に事業計画を提出した日から最長でも583日で土地収用手続きを完了させることが出来る内容となっている。

しかしながら、新法により、公共事業用地取得の③実施及び④権利移転はこれまで同事務を所掌していた州・県・市等の地方政府の手を離れ、国家土地庁(BPN)(注:2014年の新政権発足に伴い、BNPは「土地空間計画省(Ministry of Agrarian and Spatial Planning)/BPN」と改組)の所掌事務として整理されたものの、現状では、BPNは用地収用に必要なノウハウ、人材、組織体制、機材等を十分に有していない。このため、公共事業用地の確実、かつ迅速な取得を実現するためには、前述の法制度整備のみでは不十分であり、早急なBPNの能力強化が求められている。

かかる背景から、新法の下で土地収用の実施を担うこととなったBPNの能力強化を目的とする技術協力「土地管理体制強化プロジェクト」が日本政府に要請された。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトの実施に向けて、要請背景・内容の確認、関連情報の収集を行ったうえで、プロジェクトの実施体制、実施内容等について協議、合意し、その内容を協議議事録(M/M)として取りまとめ署名・交換するとともに、事前評価を行うことを目的とする。本業務従事者は、その中で、特に強化が必要と考えられる用地測量能力の強化にかかる支援内容、及び関係機関・関係部署間で効率的な情報共有を行うためのシステム改善にかかる支援内容の検討を担当する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続き、用地収用を円滑に行う上での課題の全体像を十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

なお本調査では、現地調査期間中(JICA団員現地到着時)にJICA団員に対し中間報告を行うとともに、本プロジェクトの協力の方向性についてJICAと協議を行う。協議の結果を踏まえて調査後半にて更なる情報収集及び相手国政府との協議を行い、調査報告をまとめるものとする。

具体的担当事項は、次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2016年4月中旬~5月上旬)

- ① 要請背景・内容を要請書、関連報告書等から把握する。
- ② 担当分野に係る関連既存資料・情報をレビューする。
- ③ 担当分野に係る我が国及び他ドナーの協力状況・成果をレビューする。

¹ ①は事業者によって実施され、その多くの内容はFS調査によって取得されるものである。②は原則として、州知事が実施し、事業者が提出した①に基づき、事業予定地について、公共事業としてのLocation Permit(日本でいう、収用対象とするための事業認定告示に相当)を与えるプロセスである。③はBPNによって実施される関係者との用地交渉である。④はBPNから事業者への事業用地の引き渡しであり、同プロセスの完了を以て事業者は事業の開始が可能となる。

- ④ 担当分野に係る調査重点項目の整理、調査工程、調査手法を検討し、ワークプラン及び説明資料（案）を作成する。
- ⑤ 担当分野に係る対処方針（案）を検討する。
- ⑥ 担当分野について、現地調査で収集すべき情報を検討し、関係機関に対する質問票（英文）を作成する。
- ⑦ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ⑧ 対処方針会議等の事前打合せに参加する。

(2) 現地派遣期間（2016年5月上・中旬～5月下旬）

- ① JICAインドネシア事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② インドネシア国関係機関等との協議及び現地踏査を行う。また、事前に配布した質問票を回収・分析する。
- ③ 担当分野（GIS）に係る資料・情報収集により、現状把握と課題の整理を行う。想定される調査項目は次のとおりだが、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。
 - (ア) BPNデータ情報センターの有する土地登記情報管理にかかるシステム内容
 - (イ) 土地収用に関するBPN本部、BPN地方事務所（Regional Office）、土地事務所（Land Office）間の情報共有にかかるシステム内容
 - (ウ) 土地収用により影響を受ける人々（PAPs: Project Affected Persons）、資産内容、交渉履歴等にかかる情報管理にかかるシステム内容
 - (エ) BPNのGIS運用能力（GIS活用に携わる技術者の人数・能力水準、予算等）
 - (オ) BPNが有する資機材（ソフト含む）の内容及び状態
 - (カ) 他ドナーによる関連分野（地理情報整備等）での支援状況
- ④ 担当分野（用地測量）に係る資料・情報収集により、現状把握と課題の整理を行う。想定される調査項目は次のとおりだが、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。
 - (ア) 用地測量に係る実施体制（組織、予算、人員及び能力等）
 - (イ) BPNが有する測量機材の内容及び状態
 - (ウ) 用地測量結果の管理体制・情報共有システムの現状（測量、図化（マッピング）、登記にかかる一連のプロセス、関係者、関連システム（一部、上記③の調査項目と重複）等）
 - (エ) 他ドナーの関連分野への支援状況（概要、実績、進捗、計画等）
- ⑤ 前工程までの調査結果を踏まえ、担当分野におけるプロジェクトの内容を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。
 - (ア) BPN内外関係者間の土地収用に係る情報管理・共有システムの改善策と本プロジェクトでの支援内容（工程、専門家TOR案の検討）。
 - (イ) BPNの実施する用地測量の効率化策と本プロジェクトでの支援内容（工程、専門家TOR案の検討）。
 - (ウ) プロジェクト実施に要する資機材（種類、数量、仕様、概算額、調達先等）。
 - (エ) プロジェクト実施における留意事項。
 - (オ) プロジェクトの実施、開発効果の発現を担保するための外部要因。
- ⑥ 上記の検討結果を中間報告（和文）として取りまとめ、JICA団員に説明（中間報告）する。
- ⑦ JICA団員とともにインドネシア側関係機関との現地協議に参加し、M/M案、R/D案（いずれも英文）の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る議事録・面談録、及び収集資料リストを作成する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果をJICAインドネシア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2016年6月上旬～6月中旬）

- ① 担当分野に係る質問票への回答、現地調査結果の整理を行う。
- ② 担当分野に係る本プロジェクトの内容（実施手法、規模、留意点等）にかかる提言を行う。

- ③ 帰国報告会、国内打合せに参加し、担当分野に係る結果報告を行う。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）（案）を作成する。また、報告書全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（３）担当部分に関する詳細計画策定調査報告書（案）とする。

- （１）ワークプラン（和文３部）
- （２）中間報告書（和文５部）
- （３）担当部分に関する詳細計画策定調査報告書（案）（和文２部）
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （１）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。（見積書に計上して下さい）
航空賃については、成田/羽田（日本）ージャカルタ（インドネシア）間のみを計上して下さい。
- （２）直接人件費月額単価
直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

10. 特記事項

- （１）業務日程／執務環境
 - ①現地業務日程
現地派遣期間は**2016年5月上・中旬～5月下旬**を予定しています。なお、官団員の現地調査期間は2016年5月中旬～5月下旬を予定しています。すなわち、本業務従事者は、官団員の現地到着まで単独で現地調査を行う期間が約1週間あります。
 - ②現地での業務体制
本業務に係る調査団構成（想定）は、以下のとおりです。
 - ア）総括（JICA）
 - イ）協力企画／事前評価（JICA）
 - ウ）土地収用／土地鑑定（JICA）
 - エ）GIS／用地測量（本コンサルタント）
 - ③便宜供与内容
当機構インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ア）空港送迎
あり
 - イ） 宿泊手配
あり
 - ウ） 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
 - エ） 通訳備上
通訳（インドネシア語ー英語）の提供
 - オ） 現地日程のアレンジ
初回のBPN訪問のみ

カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループ第一チーム (TEL:03-5226-2286 /e-mail: eigge@jica.go.jp) より電子データで配布します。

- ・コンタクトミッション報告書
- ・土地収用法 (原文及び仮英訳)
- ・大統領令 (2012年第71号及びその改正版の原文及び仮英訳)
- ・国家土地庁 (BPN) 令 (2012年第5号の原文及び仮英訳)

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上